

令和7年度第1回  
豊橋市国民健康保険運営協議会

日 時 令和7年7月10日（木）午後1時30分  
場 所 豊橋市役所 西館7階 第1委員会室

# 次 第

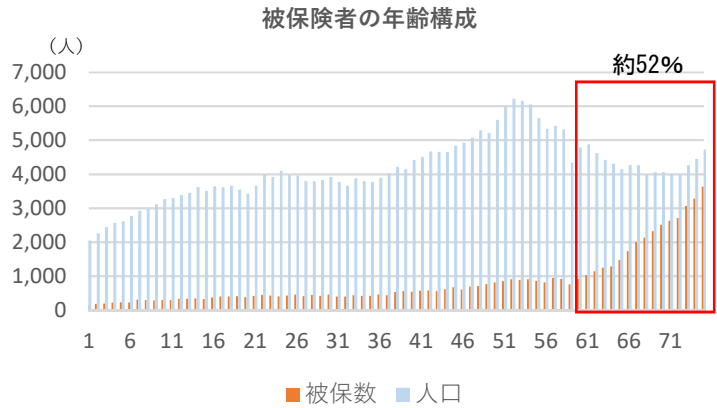
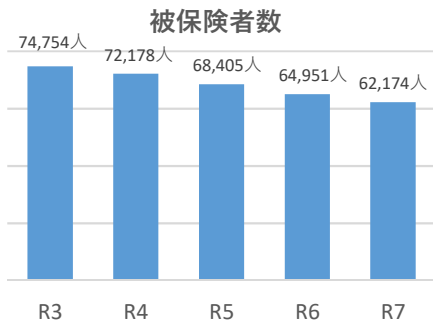
1	あいさつ	
2	国民健康保険の情勢	……1
3	議 事	
	Ⅰ 令和6年度豊橋市国民健康保険事業について	……3
	Ⅱ 令和6年度豊橋市国民健康保険特定健康診査・ 特定保健指導事業報告	……7
	Ⅲ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用拡大について	……11
	Ⅳ 令和7年度 保険者努力支援制度の配点及び実績について	……13
	Ⅴ マイナンバーカードと健康保険証の一体化について	……14
	その他 次回開催について	

# 国民健康保険の情勢

## 1 豊橋市国民健康保険（国保）の現状

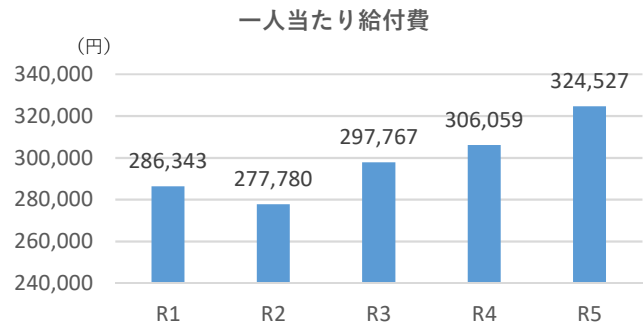
### (1) 被保険者数の推移と年齢構成

- ① 団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行及び被用者保険の適用拡大に伴う被保険者の減少
- ② 団塊ジュニア世代（昭和46年から昭和49年に生まれた世代）が後期高齢者医療制度へ移行する約10年後をピークとし、減少傾向が加速する見込み
- ③ 被保険者の年齢構成は、60代と70代が多く約52%



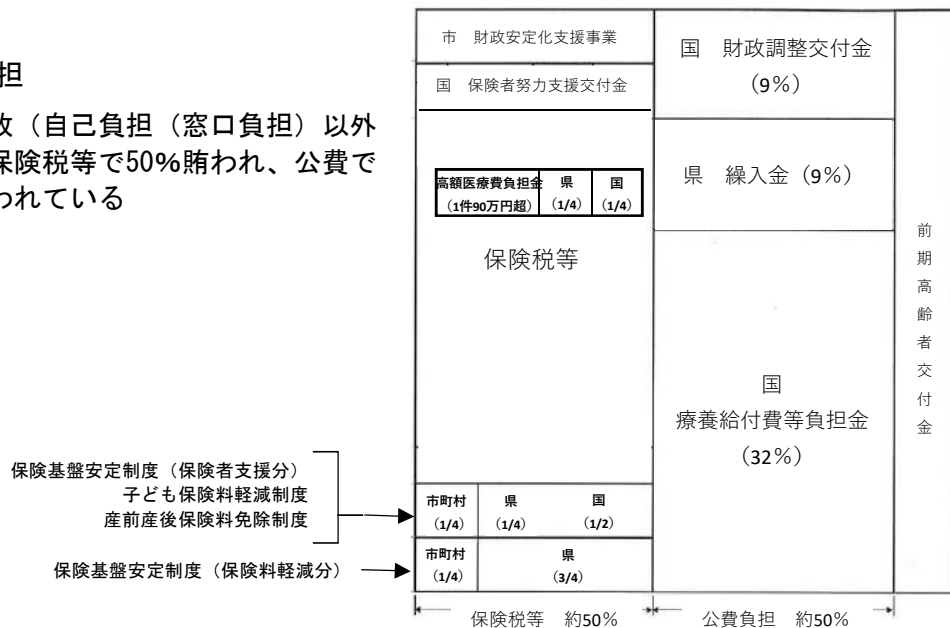
### (2) 1人当たり給付費の推移

- ① 高齢化の進行や医療技術の進歩、糖尿病等生活習慣病など慢性的な病気にかかる人の増加によって、一人当たり医療費は年々増加傾向
- ② 令和元年度から令和5年度までの5年間で1人当たりの給付費は、約13.3%増加



## 2 国保の財政負担

国保運営の財政（自己負担（窓口負担）以外の部分）は、保険税等で50%賄われ、公費で残りの50%賄われている



### 3 国保財政の健全化に向けた取組状況

#### (1) 県単位化への取組

- ① 県が財政運営の責任主体となり、県単位での安定的な財政運営開始（H30～）
- ② 医療費・被保険者の所得等の状況により、県内市町村で保険税に差がある状況
- ③ 納付金ベースの保険税水準県内統一化を目指し、協議・検討を進めている段階（～R11）

#### (2) 保険者努力支援交付金※（国県補助金）による財政確保に向けた取組

##### 保険者努力支援制度を考慮した取組の推進

※保険者（都道府県・市町村）における医療費適正化に向けた取組等に対する支援を行うため、保険者の取組状況に応じて交付金を交付するインセンティブ制度

#### (3) 医療費抑制（医療費適正化）に向けた取組

##### ①保健事業の推進

特定健康診査・特定保健指導・脳ドック等助成を実施することにより、疾病の早期発見・早期治療を促し医療費の適正化を図る。

##### ②ジェネリック医薬品の利用促進

利用促進に向けた啓発を行うとともに、ジェネリック医薬品に替えた場合の差額計算結果を記載した「差額通知」を郵送。

### 4 法改正に伴う変更点（トピックス）

子ども子育て支援金単価（R7.3現在見込）

#### (1) 子ども・子育て支援制度

- ・ 令和6年6月に「改正子ども・子育て支援法」が成立
- ・ 子ども・子育て支援金の制度が令和8年度から新たに創設される
- ・ この支援金は、健康保険と併せて徴収

	国民健康保険	
	被保険者一人当たり	一世帯当たり
令和8年度	約250円/月	約350円/月
令和9年度	約300円/月	約450円/月
令和10年度	約400円/月	約600円/月

#### (2) マイナンバーカードと保険証の一体化する取組（マイナ保険証への切り替え）

- ・ 令和6年12月2日から保険証の新規発行を廃止し、原則マイナ保険証の利用へ移行
- ・ 令和7年12月1日からは、保険証完全廃止に伴い、マイナ保険証未所有者には、「資格確認書」を、所有者には、「資格情報通知書」を交付

# I 令和6年度 豊橋市国民健康保険事業について

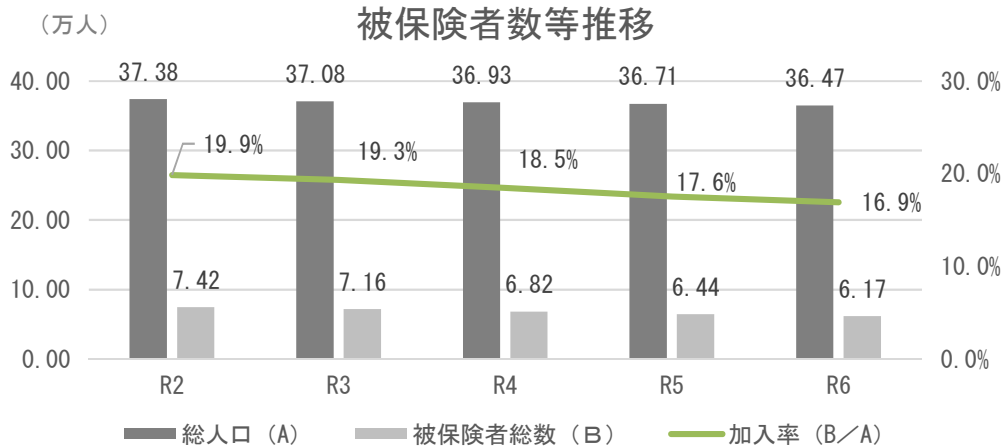
## 1. 被保険者数等

単位：人、%

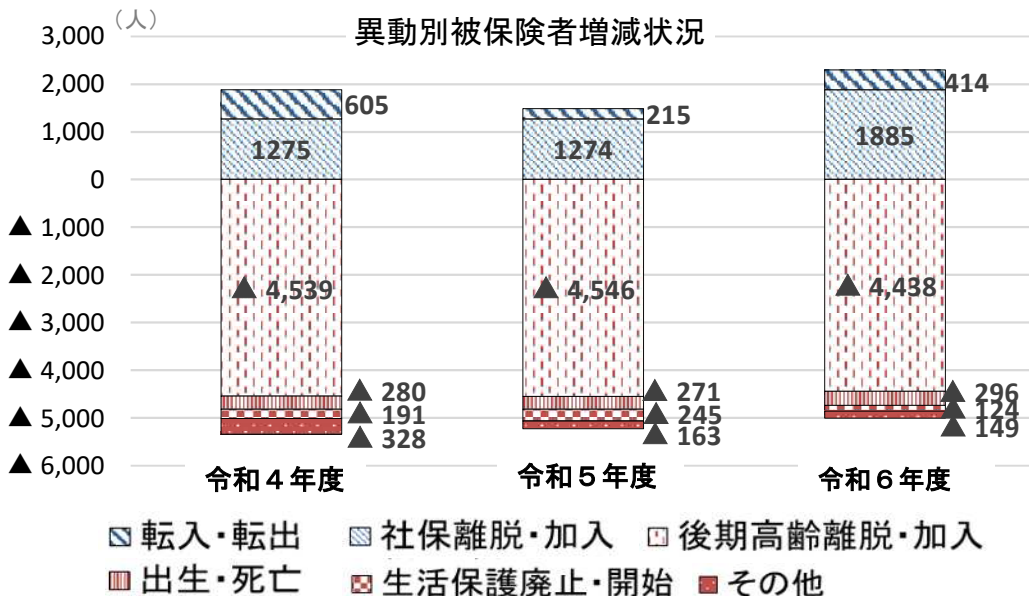
・団塊の世代が75歳到達し後期高齢者医療制度へ移行したため、被保険者数が減少

区分	令和5年度	令和6年度	比較増減	
総人口 A	367,142	364,737	△ 2,405	99.3%
被保険者総数 B	64,445	61,737	△ 2,708	95.8%
うち前期高齢者	27,532	25,653	△ 1,879	93.2%
加入率 (B/A)	17.6%	16.9%	△ 0.7ポイント	
うち介護保険第2号被保険者	21,522	21,121	△ 401	98.1%
総世帯数 C	165,167	166,232	1,065	100.6%
被保険者世帯数 D	42,418	41,228	△ 1,190	97.2%
加入率 (D/C)	25.7%	24.8%	△ 0.9ポイント	

(各年度3月31日現在)



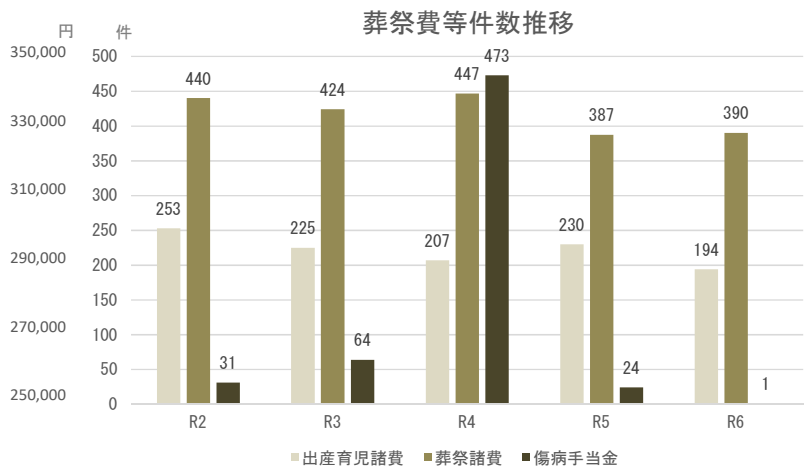
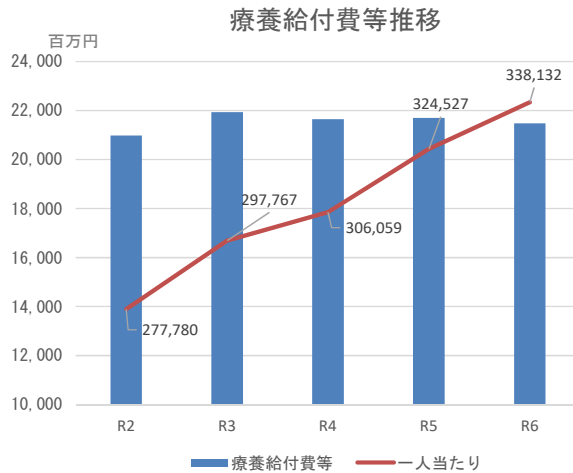
## 2. 異動別被保険者増減状況



### 3. 保険給付事業

- ・被保険者数の減少により保険給付費の総額は減少しているが、一人当たりの金額は増加している

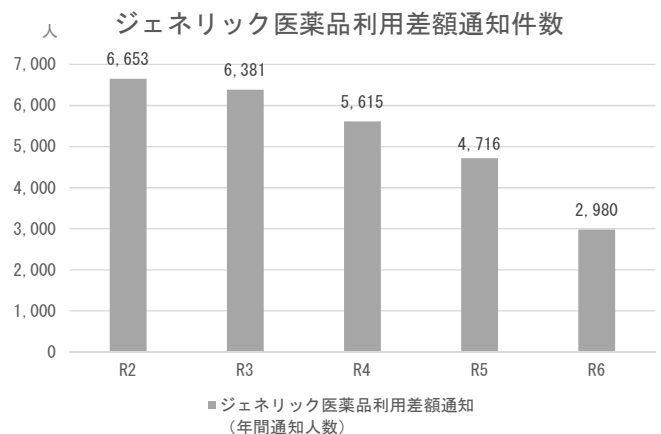
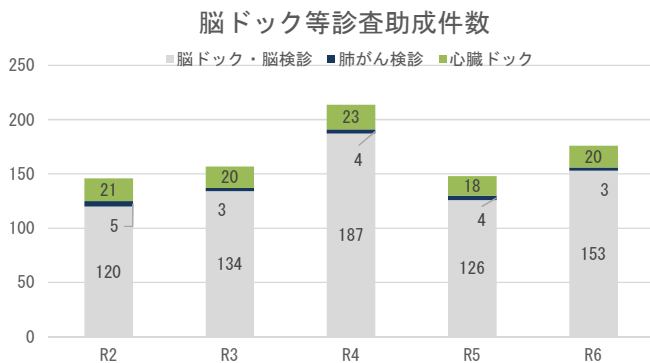
区分	令和5年度		令和6年度		比較増減	
	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
療養給付費	1,138,447	18,679,174	1,098,985	18,334,830	△ 39,462	△ 344,344
療養費	17,713	133,723	16,766	128,723	△ 947	△ 5,000
高額療養費	46,870	2,783,779	46,624	2,917,538	△ 246	133,759
高額介護合算療養費	56	913	54	934	△ 2	21
移送費	0	0	0	0	—	—
出産育児諸費	230	88,704	194	78,643	△ 36	△ 10,061
葬祭諸費	387	19,350	390	19,500	3	150
傷病手当金※	24	373	1	11	△ 23	△ 362
合計	1,203,727	21,706,016	1,163,014	21,480,179	△ 40,713	△ 225,837
一人当たり		324,527円		338,132円		13,605円



### 4. 保健衛生普及事業

- ・(脳ドック等) 申し込み件数の増
- ・(ジェネリック) 法改正により選定療養の仕組みが導入され、通知対象人数が大幅に減少
- ・(医療費通知) コスト削減のため、送付回数を年6回から年3回に変更

事業種別	令和5年度	令和6年度	比較増減		
脳ドック等 診査助成人数	脳ドック・脳検診(人)	126	153	27	121.4%
	肺がん検診(人)	4	3	△ 1	75.0%
	心臓ドック(人)	18	20	2	111.1%
ジェネリック医薬品利用差額通知 (年間通知人数)	4,716	2,980	△ 1,736	63.2%	
医療費通知 (年間通知延べ世帯数)	206,662	107,735	△ 98,927	52.1%	

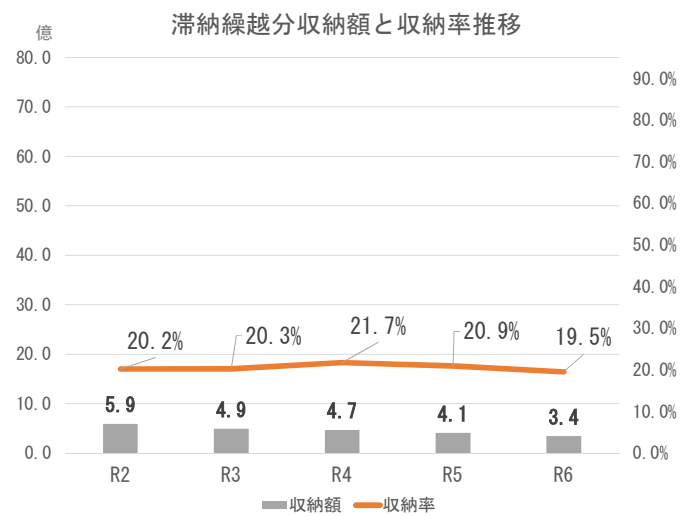
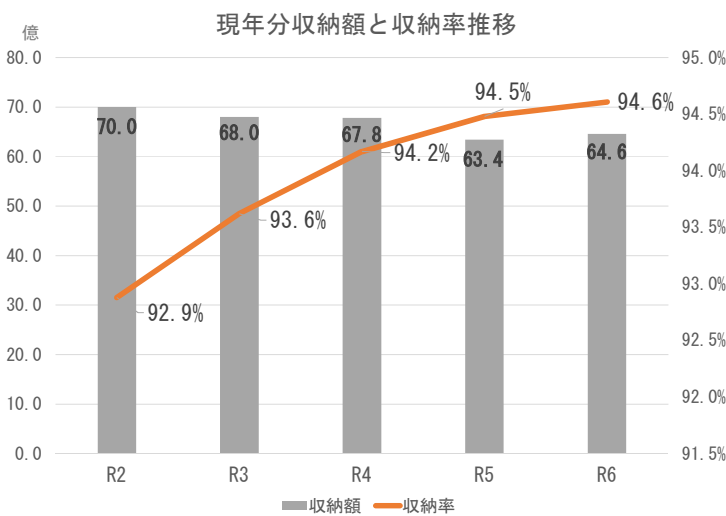


## 5. 令和6年度豊橋市国民健康保険税の収納状況について

### (1) 令和6年度収納状況

単位：千円、%

	調定額 A	収納額 B	還付未済額 (別掲) C	不納欠損額 D	未収額 A-B-D	収納率 B/A	収入率 (B+C)/A
現年分	6,826,072	6,457,984	24,161	0	368,088	94.6%	95.0%
滞納繰越分	1,756,227	342,517	634	163,529	1,250,181	19.5%	19.5%
計	8,582,299	6,800,501	24,795	163,529	1,618,269	79.2%	79.5%



### (2) 令和6年度の主な取組状況

- ① 初期の滞納者に対し財産調査の開始を伝えるものや一定の期間接触がない滞納者に来庁を指示するものなど現年・国保、一般、特別整理の各グループの特性に見合った文書とし、より効果的な文書催告を実施した。
- ② 東三河広域連合へ高額・困難案件を移管し、滞納整理を実施した。
- ③ 継続した現年度完結型滞納整理の実施  
早期の催告から調査、差押えにつなげることで早期の完納を目指し、特に差押えは不動産よりも現金化しやすい給与や年金などの継続債権を優先的に実施した。

### (3) 令和7年度の主な取組状況

- ① 引き続き、滞納期間や滞納額などにより仕分けした滞納事案を担当する現年・国保、一般、特別整理の各グループに特化した催告文書とし、より効果的な催告を実施する。
- ② 東三河広域連合による高額・困難案件の徴収を継続する。
- ③ 執行停止ガイドラインのもと、不良債権化した滞納分を整理する。
- ④ 継続して現年度完結型滞納整理を実施する。  
早期の催告から調査、差押えにつなげ、特に継続債権である給与や年金の差押えを積極的に行う。

## 6. 令和6年度 豊橋市国民健康保険事業決算（見込）

[参考] 令和5年度  
 34,517 百万円  
 32,617 百万円  
 1,900 百万円

(1) 歳入 33,734 百万円  
 (2) 歳出 32,566 百万円  
 (3) 差引残額 1,168 百万円

### (1) 歳入

- ・税率改正や収納率向上による収入済額の増加
- ・保険給付費の減少に伴う普通交付金の減

区 分	令和6年度				令和5年度	前年度対
	①予算現額(百万円)	②決算見込額(百万円)	②-①	構成率(%)	決算額(百万円)	比(%)
国民健康保険税	6,678	6,825	147	20.2	6,766	100.9
国・県支出金(負担金、補助金等)	22,866	21,897	△969	64.9	22,081	99.2
内 訳						
普通交付金	22,385	21,423	△962	63.5	21,605	99.2
特別交付金ほか	481	474	△7	1.4	476	99.6
一般会計繰入金	2,856	2,784	△72	8.3	2,859	97.4
諸収入ほか	1,252	2,228	976	6.6	2,811	79.3
合 計	33,652	33,734	△82	100.0	34,517	97.7

### (2) 歳出

- ・被保険者数の減少による保険給付費の減少

区 分	令和6年度				令和5年度	前年度対
	①予算現額(百万円)	②決算見込額(百万円)	②-①	構成率(%)	決算額(百万円)	比(%)
保険給付費	22,546	21,534	△1,012	66.1	21,762	99.0
国民健康保険事業費納付金	10,030	10,030	0	30.8	10,002	100.3
内 訳						
医療給付費納付金	6,894	6,894	0	21.2	6,786	101.6
後期高齢者支援金分納付金	2,331	2,331	0	7.2	2,373	98.2
介護納付金分納付金	805	805	0	2.5	843	95.5
総務費ほか	791	741	△50	2.3	589	125.8
基金積立金	1	1	0	0.0	1	100.0
保健事業費	284	260	△24	0.8	263	98.9
合 計	33,652	32,566	△1,086	100.0	32,617	99.8

#### [参考1] 繰越金推移

(百万円)

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
前年度繰越金	2,557	2,294	2,556	2,603	1,900	1,168
単年度収支	▲263	262	48	▲704	▲732	-
翌年度繰越額	2,294	2,556	2,603	1,900	1,168	-

※繰越金の主な使用用途

- ①保険税率抑制
- ②市独自減免
- ③保険税還付金

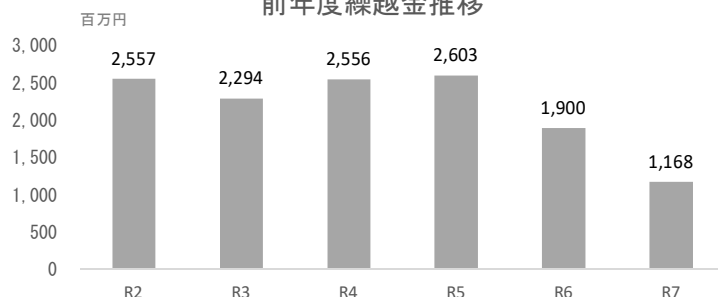
#### [参考2] 国民健康保険事業財政調整基金残高

(千円)

令和5年度末 保有額	令和6年度 積立額	令和6年度末 保有額
503,075	1,294	504,369

※令和6年度に発生した預金利息をそのまま積立

#### 前年度繰越金推移



## II 令和6年度豊橋市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導事業報告

### 1. 豊橋市計画目標値

令和6年度から令和11年度の豊橋市国民健康保険 保健事業実施計画 第2期として、「第3期豊橋市国民健康保険データヘルス計画」及び「第4期特定健康診査等実施計画」を包含し一体的に策定した。

令和6年度の計画目標値は、特定健康診査受診率40%、特定保健指導実施率（支援後の評価終了率）20%としている。また、生活習慣病の重症化予防として新規透析導入患者数や糖尿病性腎症3・4期割合の減少、生活習慣病発症の予防としてメタボリックシンドローム該当者及び予備群者割合の減少、高血圧症・脂質異常症・糖尿病有病者の割合の減少、健康意識を高めるため薬の処方における重複・頻回受診、重複投薬の人数の減少等を目標としている。

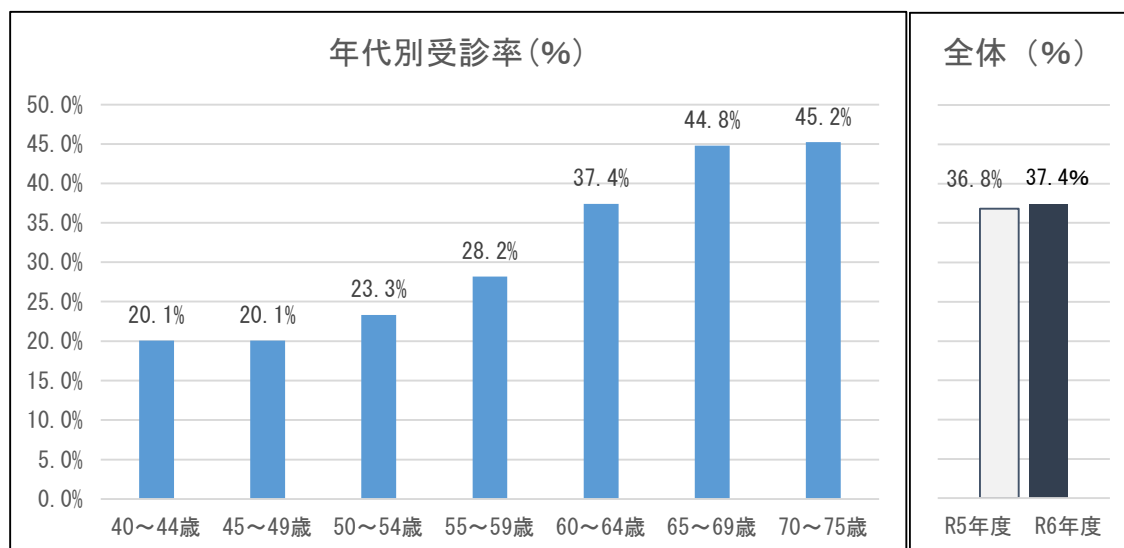
### 2. 特定健康診査

- (1) 対象者：豊橋市国民健康保険加入者 40歳～74歳
- (2) 実施期間：令和6年5月7日～令和7年1月31日
- (3) 実施形態：個別医療機関健診 122医療機関 ・ 個別医療機関人間ドック併用 6医療機関  
 集団健診16回 ・ JA集団人間ドック併用 41回
- (4) 検査項目：第2期 保健事業実施計画参照（P.7）
- (5) 周知方法：対象者全員に受診券の郵送、広報とよはし5月号同配の「がん検診・特定健康診査等のご案内」、豊橋市ホームページやYouTubeバンパー広告等における周知
- (6) 令和6年度年代別受診者数・受診率

※令和7年5月末現在 速報値

年度年齢	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～75歳	計	令和5年度
対象者数(人)	2,961	3,612	4,337	4,231	5,744	10,267	17,669	48,821	52,047
受診者数(人)	595	725	1,012	1,192	2,148	4,598	7,988	18,258	19,161
受診率(%)	20.1	20.1	23.3	28.2	37.4	44.8	45.2	37.4	36.8

#### (6-1) 受診率グラフ



### 3. メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）判定

(1) メタボリックシンドローム判定基準

内臓脂肪型肥満（腹囲の値が男性85cm以上、女性90cm以上）に加え、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態を言う。

(2) メタボリック判定該当者数

令和7年5月末現在 速報値

区分	令和6年度		令和5年度	
	該当者数(人)	割合	該当者数(人)	割合
基準該当	4,113	22.5%	4,446	23.2%
予備群該当	2,193	12.0%	2,159	11.3%
非該当	11,952	65.5%	12,554	65.5%
不明			2	0.0%
計	18,258	100.0%	19,161	100.0%

### 4. 特定保健指導

内臓脂肪型肥満に着目し、専門スタッフによるリスクに応じた個別性のある保健指導を行い、生活習慣の改善を促すことで、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の割合を減少させる。

(1) 対象者：第2期 保健事業実施計画参照（P. 8）

(2) 保健指導レベル別対象者数

令和7年5月末現在 速報値

区分	令和6年度		令和5年度	
	対象者数(人)	割合(%)	対象者数(人)	割合(%)
動機付け支援	1,601 (1,557 ※)	8.8	1,629 (1,583 ※)	8.5
積極的支援	461	2.5	466	2.4
情報提供	16,196	88.7	17,066	89.1
計	18,258	100	19,161	100

※（ ）は75歳を含まない計

(3) 年代別利用者数・受講率

令和6年度特定保健指導対象者への介入期間は、令和6年度～令和7年度に及ぶ

令和7年5月末現在 速報値

年度年齢		40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～75歳	計(人)	受講率(%)
動機付け支援	対象者数	63	63	81	78	124	477	588	1,474	—
	初回面接利用者数	5	5	12	9	32	78	102	243	16.5%
積極的支援	対象者数	53	63	87	78	145	0	0	426	—
	初回面接利用者数	8	7	6	3	22	0	0	46	10.8%
初回面談利用者合計		13	12	18	12	54	78	102	289	15.2%

初回面談利用者数のうち、遠隔面接利用者は 3名

※対象者は階層化時点で資格喪失している者及び勧奨時に健診以前から、または健診実施後に内服していたことが確認できた者を除く

## 5. 計画全体の目標、実績

計画に記載する保健事業は、県が記載すべきとしている下記ア～ウを必須とし、その他本市の健康課題や実情に応じ把握すべき情報や評価指標を追記し、優先順位の高い保健事業をピックアップしている。

参考)「第Ⅱ期愛知県国民健康保険運営方針」において重点的取組項目としている3項目

- ア 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上
- イ 糖尿病性腎症重症化予防の推進
- ウ 重症・頻回受診者、重複投薬者等に対する健康相談の実施

	計画全体の目標	計画全体の評価指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
				実績	参考	実績					
生活習慣病の重症化を予防する	HbA1c8.0%以上の者の割合	HbA1c8.0%以上の受診者数/特定健康診査受診者数	計画値								1.5%
			実績	1.7%	1.5%	1.5%					
	新規透析導入患者数	人口10万人当たりの新規透析導入患者	計画値								令和4年度より減少
			実績	69人	63人	78人					
	糖尿病性腎症の腎症3期・4期の割合	KDBより	計画値								令和4年度より減少
			実績	10.8%	11.4%	11.9%					
生活習慣病の発症を予防する	40～50代の高血圧症有病者割合	40～50代の高血圧症の有病者数/40～50代被保険者数	計画値								令和4年度より減少
			実績	10.7%	10.8%	10.8%					
	メタボリックシンドローム該当者・予備群者割合	法定報告値	計画値								令和4年度より減少
			実績	34.1%	34.3%	—					
	40代の脂質異常症有病者割合	40代脂質異常症の有病者数/40代被保険者数	計画値								令和4年度より減少
			実績	6.5%	6.4%	6.3%					
	糖尿病有病者割合	糖尿病の有病者数/被保険者数	計画値								11.6%
			実績	12.1%	12.1%	11.9%					
	特定保健指導実施率	法定報告値	計画値			20%	28%	36%	44%	52%	60%
			実績	17.2%	14.7%	—					
健康意識を高める	重複・頻回受診・重複投与の人数	重複・頻回受診・重複投与の保健指導対象者	計画値								令和4年度より減少
			実績	12人	14人	16人					
	40～50代の特定健康診査実施率	法定報告値	計画値			25%	28%	31%	34%	37%	40%
			実績	23.2%	24.6%	—					

## 6. 令和6年度の取組みと令和7年度の新たな取組み（予定）

### （1）令和6年度の取組み

①特定健康診査受診率向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AIを活用した対象者の特性に合わせた未受診者勧奨の実施（はがき・SMS）（継続）</li> <li>・集団健診において、がん検診等と同時実施する回数を増加（16回）</li> </ul>
②特定保健指導実施率向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40～60歳に実施していた生活習慣病リスクを掲載した冊子を64歳まで拡大し送付（年齢拡大）</li> <li>・集団特定保健指導の実施（再開）</li> <li>・集団健診当日の初回面接の実施（継続）</li> <li>・オンラインによる遠隔面接の実施（継続）</li> <li>・未受講者に対する電話勧奨（継続）</li> </ul>
③医療機関受診勧奨事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な受診勧奨を高血糖、高血圧、腎機能異常対象者に実施していたが、脂質異常対象者を追加（継続）</li> </ul>
④糖尿病性腎症重症化予防事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力医療機関と保健所の連絡票を活用した情報連携（継続）</li> <li>・対象者への受診勧奨通知及び連絡がつかない者への訪問の実施（継続）</li> <li>・関係機関との連携強化を図るため、腎臓お守りシールを利用しやすい形に変更し、治療中断防止を図るため周知（継続）</li> <li>・医歯薬連携による糖尿病重症化予防事業の実施（継続）</li> </ul>
⑤重複頻回受診、重複多剤投薬者に対する適正受診、適正服薬に向けた事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導対象者へ適正化に向けた個別通知を行い、改善が見込まれない者に対する訪問の実施（継続）</li> </ul>
⑥特定健康診査受診者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診結果に基づいた生活習慣病予防のための健康情報の提供（継続）</li> </ul>
⑦特定健康診査・特定保健指導啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い年齢層の受診を促すため、YouTubeのバンパー広告を活用した啓発（継続）</li> <li>・特定健康診査等の勧奨動画を活用した啓発（継続）</li> </ul>

### （2）令和7年度の新たな取組み（予定）

①特定健康診査受診率向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関からの積極的な受診勧奨を進めるため、定期的な通院者で健診未受診者の状況を分析し各医療機関に対して周知</li> <li>・集団健診において、がん検診等と同時実施する回数を増加（18回）</li> </ul>
②特定保健指導実施率向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働き世代で時間の制約がある40～64歳の世代を主として、IGTを活用した特定保健指導の委託を開始</li> </ul>
③糖尿病性腎症重症化予防事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への啓発を目的とした講演会の開催</li> <li>・糖尿病性腎症重症化予防プログラムの改訂に伴い、より重症度の高い対象者だけでなく、リスクの低い対象者へも範囲を広げ、早い段階で介入できる支援に変更</li> </ul>

### Ⅲ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用拡大について

#### 1 後発医薬品とは

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品の特許終了後、同等と認められた有効成分で製造される薬
- ・ 先発品に比べ開発費が抑制できるため安価、患者負担軽減や医療費抑制につながる

#### 2 国の数値目標

令和6年9月30日設定

目 標	目 標 内 容	備 考
主 目 標	数量シェア 80%以上	継続 80%以上になる可能性あり
副次目標①	金額シェア 65%以上	新規
副次目標②	バイオシミラー使用促進	新規

※バイオシミラーとは、生物の力を利用して作られるバイオ医薬品の後続品

#### 3 本市の取組

##### (1) 差額通知の送付

- ・ 対象者は、自己負担の切り替え差額が100円以上の被保険者
- ・ 年2回（7月・1月）送付

##### (2) 広報による啓発

- ・ 封筒、ハガキへ啓発文を印刷
  - ・ 市役所待合席で電子広告
  - ・ 豊橋南イオンでデジタルサイネージ広告
  - ・ 豊橋鉄道線でポスター広告（保険税納期案内と合同）
- \* ジェネリック医薬品希望シールは令和6年度で作成終了

#### 4 国の動向

##### (1) 患者負担引き上げ

- ・ R6.10.1、後発医薬品がある先発品（長期収載品）の使用を患者が希望した場合、後発医薬品との差額の4分の1を患者が負担する仕組み（選定療養）を導入
- ※選定療養とは、特別の療養環境（入院時の差額ベッド）等、患者の選定に係る療養で保険適用外

##### (2) 方針の策定

- ・ R6.9.30、旧ロードマップを改訂し、「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」を策定
- ・ R7.6.13、後発医薬品業界再編の推進を明示した「経済財政運営と改革の基本方針 2025（骨太方針）」を閣議決定

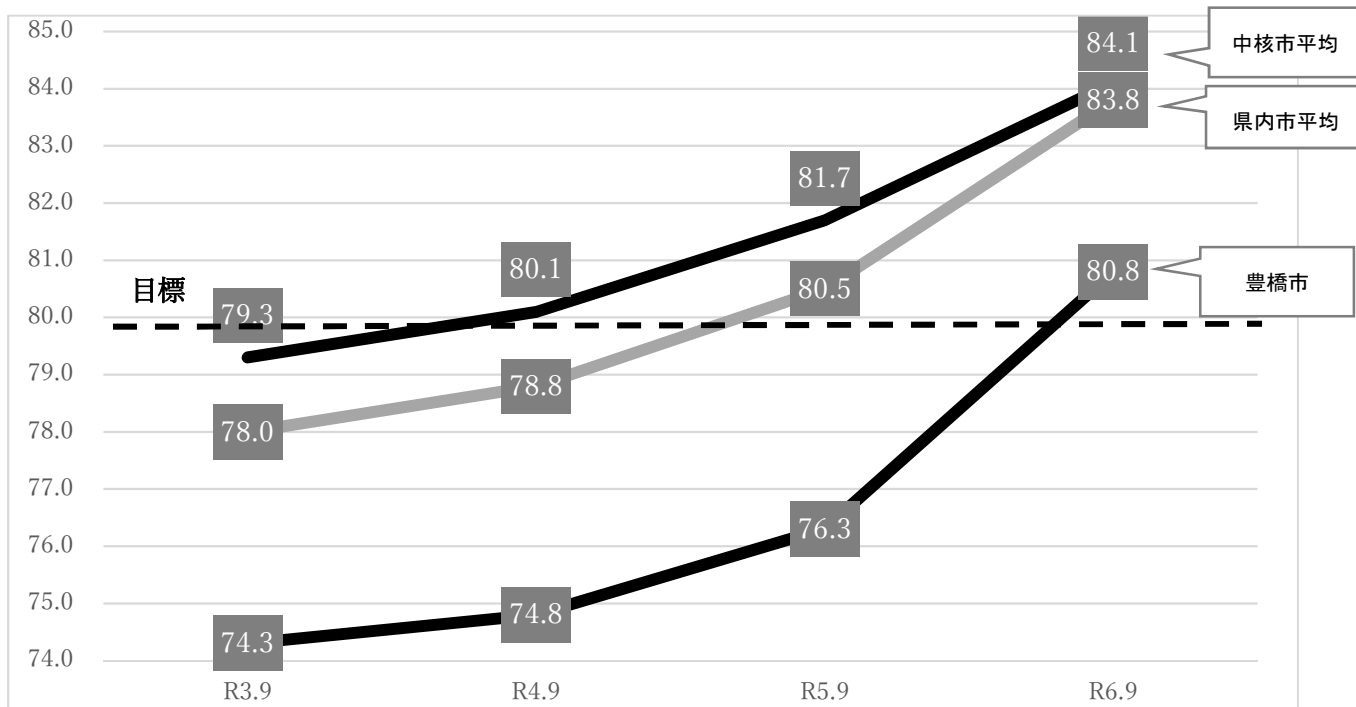
##### (3) 保険者別使用割合の公表

- ・ 年2回（9月・3月）数量シェアを公表

## 5 後発医薬品の使用割合（数量シェア）について

### (1) 豊橋市と愛知県内（市）・中核市平均との比較

・長期収載品の使用に選定療養の仕組みが導入された結果、R6年度の使用割合が一段と増加



#### 愛知県内市（38市）

	R3.9 診療分		R4.9 診療分		R5.9 診療分		R6.9 診療分	
1位	新城市	84.6%	東海市	84.5%	東海市	86.9%	新城市	88.8%
2位	東海市	83.9%	新城市	84.1%	新城市	85.7%	東海市	88.4%
3位	稲沢市	83.5%	春日井市	83.5%	稲沢市	85.3%	稲沢市	87.7%
県内市平均	—	78.0%	—	78.8%	—	80.5%	—	83.8%
豊橋市	31位	74.3%	32位	74.8%	33位	76.3%	32位	80.8%

#### 中核市（62市）

	R3.9 診療分		R4.9 診療分		R5.9 診療分		R6.9 診療分	
1位	那覇市	87.8%	那覇市	87.8%	那覇市	88.9%	那覇市	90.4%
2位	鹿児島市	84.2%	鹿児島市	84.6%	鹿児島市	85.9%	郡山市	87.6%
3位	福島市	83.7%	福島市	84.4%	福島市	85.8%	松江市	87.4%
中核市平均	—	79.3%	—	80.1%	—	81.7%	—	84.1%
豊橋市	60位	74.3%	59位	74.8%	60位	76.3%	57位	80.8%

#### IV 令和7年度 保険者努力支援制度の配点及び実績について

○保険者努力支援制度とは： 国保保険者による医療費適正化への取組などを評価する指標を設定し、達成状況に応じて交付金が配分される制度  
市町村の取組結果に対し交付される「市町村取組分」と県全体の取組結果によって交付される「都道府県分」がある  
国の予算額：【市町村取組分】R7 400億円 (R6 500億円) 【都道府県分】R7 600億円 (R6 500億円)

#### ○令和7年度の配点

「マイナ保険証の周知・広報、利用率」／「重複・多剤投与者に対する取組」／子ども医療の適正化等の取組に係る評価指標等の配点割合が増加

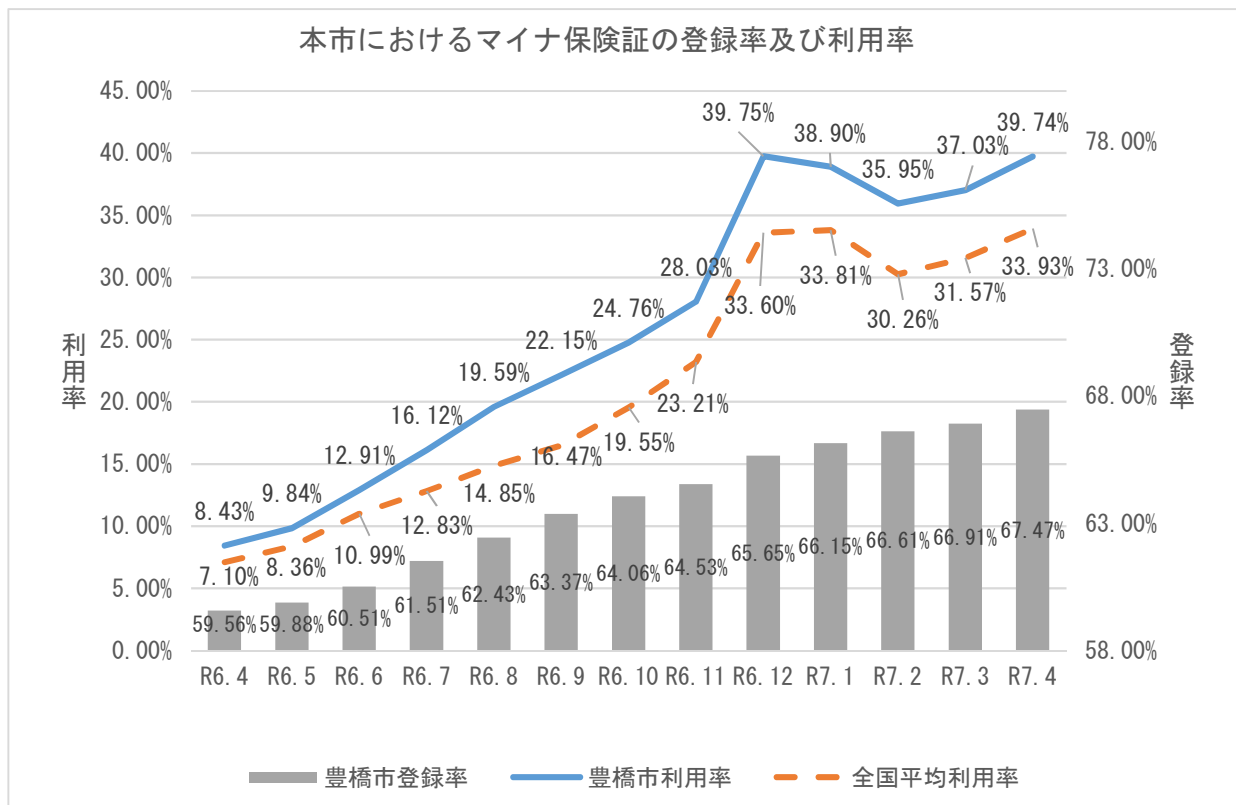
#### ○配点及び本市の状況

指標	R7年度						R6年度						R5年度						
	配点		実績		評価 年度	前年との差	配点		実績		前年との差	県内順位	配点		実績		前年との差	県内順位	
	a	b	前年との差	b/a			a	b	前年との差	b/a			a	b	前年との差	b/a			a
保険者共通の指標	指標1	50	5	-	10.0%	5	30	10.0%	5	50	0	▲25	0.0%	70	25	▲43	15		
	指標2	50	0	-	0.0%	15	26	0.0%	15	50	▲15	▲15	-30.0%	70	0	▲33	33		
	指標3	25	0	-	0.0%	-	32	0.0%	-	25	0	▲25	0.0%	50	0	▲28	28		
	指標4	40	5	-	12.5%	-	32	12.5%	-	40	5	-	12.5%	40	5	▲5	32		
	指標5	35	15	-	42.9%	-	31	42.9%	-	35	15	▲15	42.9%	35	5	▲30	15		
	指標6	70	65	-	92.9%	15	7	92.9%	15	70	50	▲30	71.4%	100	▲20	▲80	35		
国固有の指標	指標1	40	30	-	75.0%	-	31	75.0%	-	40	▲5	▲5	75.0%	45	-	▲35	21		
	指標2	71	36	▲47	7.2%	22	7	50.7%	22	24	4	▲6	58.3%	20	5	▲20	1		
	指標3	105	65	▲20	10.6%	40	8	61.9%	40	85	25	▲25	29.4%	50	-	▲50	1		
	指標4	20	20	-	100.0%	10	1	100.0%	10	20	10	-	50.0%	10	-	▲10	1		
	指標5	120	0	-	0.0%	-	39	0.0%	-	120	0	-	0.0%	120	-	▲0	34		
	指標6	100	60	-	60.0%	10	14	60.0%	10	100	50	▲20	50.0%	100	-	▲70	12		
国の指標	指標1	15	15	-	100.0%	-	1	100.0%	-	15	15	▲10	100.0%	1	25	▲5	25		
	指標2	(▲10)	0	-	-	-	1	-	-	(▲10)	0	-	-	1	15	▲5	1		
	指標3	60	10	-	6.1%	-	1	-	-	60	10	-	-	-	-	-	-		
	指標4	40	7	-	4.0%	▲25	49	100.0%	24	40	32	-	80.0%	40	-	▲32	19		
	指標5	41	41	-	4.1%	24	1	100.0%	24	41	17	▲9	41.5%	50	-	▲26	34		
	指標6	106	21	-	10.0%	2	30	46.2%	2	85	47	▲15	55.3%	100	-	▲88	1		
合計得点		988	423	148	42.8%	128	39	42.8%	128	840	295	▲100	35.1%	940	▲20	▲511	26		
県内順位		49 / 54 位																	
交付額 (取組評価分)		86,252 千円 (約29万円/1点)																	
		137,750 千円 (約27万円/1点)																	

## V マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

### 1. 国民健康保険被保険者のマイナ保険証の登録率及び利用率の推移

マイナ保険証利用率は、着実に向上している。



### 2. マイナ保険証の利用促進に向けた主な取組状況と今後の予定

国の周知広報物等を活用し、マイナ保険証の利用登録の方法や受診方法、メリット等について広報を実施

時期	対象者	取組状況
R7.1 資格確認書・資格情報通知書の交付時	新規国保加入者等	・マイナ保険証での受診方法等を記載したチラシを配布。 ・国保窓口でマイナ保険証について口頭説明を行う。
R7.6 常時	市民	豊橋駅、豊橋南イオン、市民病院で、「マイナ保険証のメリットならびに資格確認書の交付対象者に関する動画」を掲載
R7.7 納税通知書発送時	全ての被保険者	受診方法やマイナ保険証のメリット・利用登録方法等が記載された「国民健康保険のお知らせ」冊子を同封。
R7.8 医療費通知発送時	医療費通知発送対象者	「医療費のお知らせ」にマイナ保険証のメリット等を記載して送付
R7.11 保険証有効期限前	全ての被保険者	広報とよはし、FM とよはしで、12月2日に保険証が有効期限を迎えること等を周知すると共に、マイナ保険証利用を勧奨する。
R7.11 資格確認書等一斉更新時	全ての被保険者	マイナ保険証での受診方法や利用登録の方法、保険証が有効期限を迎えること等が記載されたチラシを同封。

※ ホームページは随時更新

### 3. 高齢受給者等の一斉更新について

70～74歳の被保険者へ交付している高齢受給者証が7月31日に有効期限を迎えるため、8月1日から使用できる、負担割合を記載した以下の書類を7月下旬に世帯主あてに送付予定

対象者（70～74歳の被保険者）		送付する書類
有効な国民健康保険証を持っている人		高齢受給者証
有効な国民健康保険証を持っていない人	マイナ保険証を持っている人	資格情報通知書
	マイナ保険証を持っていない人	資格確認書

高齢受給者証（薄橙色）

愛知県国民健康保険高齢受給者証	有効期限 令和7年12月1日
記号番号 〇〇〇〇〇〇	負担割合 <input checked="" type="radio"/> 割
被保険者氏名 〇〇 〇〇	(検査) <input type="radio"/> 〇
氏名 〇〇 〇〇	
生年月日 昭和〇年〇月〇日	
交付年月日 令和7年8月1日	発効期日 令和7年8月1日
世帯主氏名 〇〇 〇〇	
住所 〇〇〇〇〇〇〇〇	
保険者番号 230029	交付者名 豊橋市 <input type="checkbox"/> 印

資格情報通知書

資格情報通知書		交付者名 : 豊橋市																		
		保険者番号 : 230029																		
		有効期限 : 令和8年7月31日																		
あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。 なお、この通知書のみでは受診できません。																				
記号	番号	〇〇〇〇〇〇 (検査)〇〇																		
氏名		〇〇 〇〇																		
住所		〇〇〇 〇〇〇																		
負担割合(70歳以上のみ記載)		<input checked="" type="radio"/> 割																		
発効期日		令和7年8月1日																		
適用開始年月日		平成〇年〇月〇日																		
交付年月日		令和7年8月1日																		
※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。(下記の切り取り箇所も同様) スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。																				
— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —																				
<input type="checkbox"/> 二次元コード																				
マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。 (スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。)																				
下部を切り取ってご利用いただくこともできます (この通知書のみでは受診できません)																				
<table border="1"> <tr> <td>資格情報通知書</td> <td>令和7年8月1日 発行</td> </tr> <tr> <td>交付者</td> <td>豊橋市</td> </tr> <tr> <td>保険者番号</td> <td>230029</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td>令和8年7月31日</td> </tr> <tr> <td>記号</td> <td>番号 〇〇〇〇〇〇 (検査)〇〇</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td><input checked="" type="radio"/>割</td> </tr> <tr> <td>発効期日</td> <td>令和7年8月1日</td> </tr> <tr> <td>受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です</td> <td></td> </tr> </table>			資格情報通知書	令和7年8月1日 発行	交付者	豊橋市	保険者番号	230029	有効期限	令和8年7月31日	記号	番号 〇〇〇〇〇〇 (検査)〇〇	氏名	〇〇 〇〇	負担割合	<input checked="" type="radio"/> 割	発効期日	令和7年8月1日	受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です	
資格情報通知書	令和7年8月1日 発行																			
交付者	豊橋市																			
保険者番号	230029																			
有効期限	令和8年7月31日																			
記号	番号 〇〇〇〇〇〇 (検査)〇〇																			
氏名	〇〇 〇〇																			
負担割合	<input checked="" type="radio"/> 割																			
発効期日	令和7年8月1日																			
受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です																				

資格確認書（桃色）

愛知県国民健康保険資格確認書	有効期限 令和7年12月1日
記号番号 〇〇〇〇〇〇	発効期日 令和7年8月1日
被保険者氏名 〇〇 〇〇	性別 <input type="radio"/> 〇
氏名 〇〇 〇〇	負担割合 <input checked="" type="radio"/> 割
生年月日 昭和〇年〇月〇日	
適用開始年月日 令和7年8月1日	
交付年月日 令和7年8月1日	
世帯主氏名 〇〇 〇〇	
住所 〇〇〇〇〇〇〇〇	
保険者番号 230029	交付者名 豊橋市 <input type="checkbox"/> 印

### 4. 現行のスケジュール

年度	6年度				7年度										
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
スケジュール	▲R6.12.2 ・保険証の発行廃止 ・新規加入者等に資格確認書又は資格情報通知書を順次交付 ▲R6.12.2 資格確認書と高齢受給者証一体化				▲R7.7.31 高齢受給者証有効期限 ▲R7.8.1 高齢受給者証等一斉更新 ▲R7.12.1 保険証等有効期限 ▲R7.12.2 資格確認書等一斉更新										